上越市学校教育施設整備基金条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

上越市長　　小　菅　淳　一

上越市条例第３０号

上越市学校教育施設整備基金条例

（別紙のとおり）

退隠料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

上越市長　　小　菅　淳　一

上越市条例第３１号

退隠料等に関する条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

上越市長　　小　菅　淳　一

上越市条例第３２号

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

上越市企業振興条例及び上越市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

上越市長　　小　菅　淳　一

上越市条例第３３号

上越市企業振興条例及び上越市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

# 上越市学校教育施設整備基金条例

（設置）

第１条　学校教育施設の整備に要する資金に充てるため、上越市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　毎年度基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、学校教育施設の整備の財源に充てるものとする。ただし、各会計年度において生じた剰余金については、この基金に編入するものとする。

（処分）

第５条　基金は、学校教育施設の整備のため、その財源に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第６条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

退隠料等に関する条例の一部を改正する条例

退隠料等に関する条例（昭和４７年上越市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表右欄中「令和６年４月分」を「令和８年４月分」に、「１，１６３，３００円」を「１，２０８，６００円」に、「８７２，４００円」を「９０６，４００円」に、「６９７，９００円」を「７２５，１００円」に、「５８３，７００円」を「６０６，５００円」に、「８１３，４００円」を「８４５，１００円」に、「６１０，０００円」を「６３３，８００円」に、「４８８，０００円」を「５０７，０００円」に、「４１５，７００円」を「４３１，９００円」に、「令和６年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（退隠料及び遺族扶助料の年額の改定）

２　退隠料及び遺族扶助料については、令和８年４月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する次の表の右欄に掲げる仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の退隠料等に関する条例の規定によって算出して得た年額（５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げる。）に改定する。

| 退隠料及び遺族扶助料の年額の計算の基礎となっている給料年額 | 仮定給料年額 |
|---|---|
| １，１７８，０００円 | １，２２３，８００円 |
| １，２３０，１００円 | １，２７８，１００円 |
| １，２８３，８００円 | １，３３３，８００円 |
| １，３３６，８００円 | １，３８８，９００円 |
| １，３９１，２００円 | １，４４５，４００円 |
| １，４２４，９００円 | １，４８０，４００円 |
| １，４５８，６００円 | １，５１５，５００円 |
| １，４９７，０００円 | １，５５５，３００円 |
| １，５５１，６００円 | １，６１２，０００円 |
| １，５９８，６００円 | １，６６０，９００円 |
| １，６４２，６００円 | １，７０６，６００円 |
| １，６９５，６００円 | １，７６１，６００円 |
| １，７４９，１００円 | １，８１７，２００円 |
| １，８０７，３００円 | １，８７７，７００円 |
| １，８６６，３００円 | １，９３９，０００円 |
| １，９３９，７００円 | ２，０１５，２００円 |
| １，９８６，１００円 | ２，０６３，５００円 |
| ２，０４５，８００円 | ２，１２５，５００円 |
| ２，１０４，０００円 | ２，１８６，０００円 |

| | |
|---|---|
| ２，２１９，３００円 | ２，３０５，８００円 |
| ２，２５０，４００円 | ２，３３８，０００円 |
| ２，３３９，３００円 | ２，４３０，４００円 |
| ２，４５７，４００円 | ２，５５３，１００円 |
| ２，５８８，０００円 | ２，６８８，８００円 |
| ２，６５４，７００円 | ２，７５８，１００円 |
| ２，７１８，３００円 | ２，８２４，１００円 |
| ２，８０９，１００円 | ２，９１８，５００円 |
| ２，８６２，６００円 | ２，９７４，０００円 |
| ３，０１７，３００円 | ３，１３４，８００円 |
| ３，０９４，２００円 | ３，２１４，８００円 |
| ３，１７４，４００円 | ３，２９８，０００円 |
| ３，３２８，９００円 | ３，４５８，６００円 |
| ３，４８４，６００円 | ３，６２０，３００円 |
| ３，５２５，３００円 | ３，６６２，６００円 |
| ３，６５４，０００円 | ３，７９６，３００円 |
| ３，８３６，６００円 | ３，９８６，０００円 |
| ４，０１７，５００円 | ４，１７４，０００円 |
| ４，１２９，２００円 | ４，２９０，０００円 |
| ４，２３８，１００円 | ４，４０３，２００円 |
| ４，４５９，２００円 | ４，６３２，９００円 |
| ４，６７５，７００円 | ４，８５７，８００円 |
| ４，７１８，２００円 | ４，９０２，０００円 |
| ４，８８６，５００円 | ５，０７６，８００円 |
| ５，０９８，６００円 | ５，２９７，２００円 |
| ５，３０９，７００円 | ５，５１６，５００円 |
| ５，５１９，３００円 | ５，７３４，３００円 |
| ５，６５１，７００円 | ５，８７１，８００円 |
| ５，７９２，７００円 | ６，０１８，３００円 |
| ６，０６４，３００円 | ６，３００，５００円 |
| 退隠料及び遺族扶助料の年額の計算の基礎となっている給料年額が１，１７８，０００円未満の場合又は６，０６４，３００円を超える場合においては、その年額に１．０６７を乗じて得た額（５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。 | |

（令和７年度における退隠料の取扱い）

３　令和７年度における退隠料の年額に関する計算については、この年額の計算の基礎となる給料年額に対応する退隠料等に関する条例の一部を改正する条例（令和６年上越市条例第３４号）附則第２項の表の適用については、同表中「２，７３５，２００円」とあるのは「２，８０９，１００円」と、「２，８０９，１００円」とあるのは「２，８６３，８００円」とし、改正前の退隠料等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第４条第１項の表の適用については、同表右欄中「１，１６３，３００円」とあるのは「１，１８５，９００円」とする。

４　改正前の条例の規定に基づいて受給者に支払われた退隠料は、改正後の退隠料等に関す

る条例による退隠料の内払とみなす。

# 上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４６年上越市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「２，９３０人」を「２，７６０人」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

上越市企業振興条例及び上越市市税条例の一部を改正する条例

（上越市企業振興条例の一部改正）

第１条　上越市企業振興条例（昭和６０年上越市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章　法適用工場等に対する固定資産税の課税免除（第９条・第１０条）」を「第３章　固定資産税の課税免除及び不均一課税（第９条－第１１条）」に、「第１１条－第１３条」を「第１２条－第１５条」に改める。

第１条中「又は法適用工場等」を「、法適用工場等又は原子力発電施設等立地工場等」に改め、「課税免除」の次に「若しくは不均一課税」を加える。

第２条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　原子力発電施設等立地工場等　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成１２年法律第１４８号。以下「原発特措法」という。）第３条第１項に規定する原子力発電施設等立地地域内における原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成１３年政令第１０５号）第９条に規定する事業（倉庫業を除く。）の用に供する建物及び設備をいう。

「第３章　法適用工場等に対する固定資産税の課税免除」を「第３章　固定資産税の課税免除及び不均一課税」に改める。

第４章中第１３条を第１５条とし、同条の前に次の１条を加える。

（奨励金と不均一課税の併用）

第１４条　第１０条の規定により不均一課税の適用を受けた者で第３条の規定により奨励企業として指定を受けることができるものは、第１０条の規定による不均一課税の適用後の固定資産税の額に対して第５条の規定を適用し、奨励金の交付を受けることができる。

第１２条中「課税免除者」を「課税免除者等」に改め、同条を第１３条とする。

第１１条の見出し中「課税免除」の次に「若しくは不均一課税」を加え、同条中「課税免除者」を「課税免除者等」に、「課税免除を」を「課税免除若しくは不均一課税を」に改め、同条を第１２条とする。

第１０条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条中「市長は、」の次に「第９条及び」を、「免除された者」の次に「又は不均一課税の適用を受けた者」を加え、「課税免除者」を「課税免除者等」に改め、「、固定資産税の課税免除」の次に「又は不均一課税の適用」を加え、「免除した固定資産税」を「上越市市税条例第６９条に規定する税率により算定した固定資産税の全部又は一部」に改め、同条第２号中

「受けた」を「受け、又は不均一課税の適用を受けた」に改め、同条第６号中「課税免除者」を「課税免除者等」に改め、第３章中同条を第１１条とする。

第９条の次に次の１条を加える。

（固定資産税の不均一課税）

第１０条　市長は、市の区域内において原子力発電施設等立地工場等を新設し、又は増設する者で規則で定める基準を満たすものに対し、原子力発電施設等立地工場等を事業の用に供する日の属する年の翌年（事業の用に供する日が１月１日である場合にあっては、その属する年）の４月１日を初日とする最初の年度以降３箇年度に限り、当該原子力発電施設等立地工場等に係る固定資産（償却資産にあっては原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第１０条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成１３年総務省令第５４号）第１条第２項に規定する特定償却資産に該当するもの、土地にあっては原発特措法第３条第３項の規定による公示の日以後に取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該原子力発電施設等立地工場等の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、上越市市税条例（昭和４６年上越市条例第７７号）第６９条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率を適用するものとする。

⑴　第１年度　零

⑵　第２年度　１００分の０．３５

⑶　第３年度　１００分の０．７

（上越市市税条例の一部改正）

第２条　上越市市税条例（昭和４６年上越市条例第７７号）の一部を次のように改正する。

第６９条の次に次の１条を加える。

（固定資産税の不均一課税）

第６９条の２　上越市企業振興条例第２条第５号に掲げる原子力発電施設等立地工場等に係る固定資産の税率は、前条の規定にかかわらず、上越市企業振興条例第１０条に定める期間に限り、同条各号に定める税率とする。

２　前項の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書に別に指定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の上越市企業振興条例及び第２条の規定による改正後の上越市市税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。